

自己点検・評価規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸総合医療専門学校（以下「本校」という。）学則第4条の規定に基づき、本校の教育活動等の状況について自ら行う点検及び評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検・評価の種類と実施周期)

第2条 点検・評価の種類は次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価
 - (2) 授業評価
 - (3) 第三者評価
- 2 自己点検・評価は原則として毎年度実施するものとする。
- 3 授業評価は、授業が終了した時点で学生に無記名でアンケートに答えてもらい、これを集計する。
- 4 第三者評価は、理学療法士科・作業療法士科・言語聴覚士科を対象とし、5年ごとにリハビリテーション教育評価機構の認定評価を受ける。

(評価結果に基づく改善)

第3条 学校長は、自己点検・評価及び外部評価の結果、改善が必要と認められる事項について、改善を指示するものとする。

- 2 改善の指示を受けた者は、速やかに改善に努めるものとし、その改善状況を学校長に報告するものとする。

附 則

この規則は平成31年4月1日より施行する。